

令和7年度（2025年度）

守山市まちづくり 人権教育推進協議会

総会資料



(第34回ふれあいもりやま展 ポスターの部入賞作品)

守山市民憲章

わたくしたちは、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとに、おののが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい、生きがいのあるまちづくりのために、ここに、この憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑のあふれる 秩序のあるまちをつくりましょう。
- 1 伝統に学び 文化の香りたかいまちをつくりましょう。
- 1 人権をおもんじ 信頼しあえるまちをつくりましょう。
- 1 働く喜びを大切にし 産業の栄えるまちをつくりましょう。
- 1 若い力をいかし 活気と希望にみちたまちをつくりましょう。

守山市人権尊重都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち守山市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を、より幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本理念にもとづき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、愛と信頼に結ばれた明るく住みよい社会を築くため、ここに守山市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。



守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク

－ 次 第 －

1 総 会

(1) 開会行事

- ・開会のことば
- ・市民憲章・人権尊重都市宣言
- ・会長あいさつ
- ・来賓祝辞

(2) 議事

- ・議案第1号

令和6年度(2024年度)事業報告(案)および会計決算報告(案)について
・・・P1～12

- ・議案第2号

令和7年度(2025年度)活動方針(案)、事業計画(案)および予算(案)について
・・・P13～19

- ・議案第3号

令和7年度(2025年度)役員(案)について ・・・P20

2 記念講演

演 題 「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）を
知ろう！気づこう！」

講 師 張 琴 さん

<議案第1号>

令和6年度(2024年度) 守山市まちづくり人権教育推進協議会事業報告(案)

	期　日	内　容
幹　事　会	4月25日	総会案件審議
常任委員会	5月23日	総会案件審議
総　　会	6月9日	令和5年度(2023年度)事業報告・会計決算報告 令和6年度(2024年度)活動方針・事業報告・予算・役員選出 記念映画上映会：「破戒」 参加者数：138人（前年度は108人）
第49回守山市人権・同和教育研究大会	8月24日	午前：6分科会の提案発表、講演（守山市役所 他） 午後：全体会（守山市民ホール） ・人権作文の発表 ・記念講演「日常が尊重される社会であるために、市民が知っておきたいこと～日常生活の中で起こるハラスメントを考える」 ・講師：弁護士 亀石 優子さん 参加者数：のべ1,631人
現地研修	9月20日	午前：ウトロ平和祈念館訪問（館内ガイド） 午後：研修「『唄い継ぐこころ』竹田の子守唄」 参加者数：17人
啓発活動	11月中旬	広報車による市内巡回啓発
	11月、3月	広報紙「ふれあいもりやま」第84号、第85号発行
	3月下旬	啓発用看板（市内合計40カ所に設置）のうち老朽化している看板3枚の更新
第68回滋賀県人権教育研究大会	10月26・27日	全体会（守山市民ホール） 記念講演「子どもの事実から『人権』を視点にすべてのおとなが地域の学校を問い合わせ直しませんか？」他 分科会（守山小学校 他） 4分科会の提案発表、講演
湖南ブロック同推協連絡協議会	1月23・24日	先進地研修 (岡山県瀬戸市 国立療養所長島愛生園 岡山市 人権啓発センター・渋染一揆資料館) 本市より4人参加
第34回ふれあいもりやま展	2月15日～20日	守山市役所多目的ホールにて展示 取組点数11,758点（前年度11,556点） 展示観覧者1,218人（前年度1,139人）

※守山市まちづくり人権教育推進協議会主催事業を網掛けにしています。

1.守山市まちづくり人権教育推進協議会全体事業

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての理解・認識を深め、問題解決に主体的に取り組む市民の育成をめざし、研修会や啓発事業など多様な活動を展開しました。
啓発事業として、市民一人ひとりの手に届き、目に触れ、心に響く効果的な活動を目的に、啓発広報紙の配布や啓発看板の作成を行いました。
また、令和6年(2024年)9月に京都府を訪れ、現地研修を行いました。

◆主な事業◆

○記念映画上映会

開催日： 令和6年(2024年)6月9日(日)

場 所： 守山市民ホール

概 要： 滋賀県水平社創立100周年を記念し、島崎藤村原作の映画「破戒」の上映を行った。映画から差別の厳しさや、差別に立ち向かう人の熱い思いを感じ、あらゆる差別解消への決意を参加者が共有することができた。

参加者数： 138人

○現地研修

開催日： 令和6年(2024年)9月20日(金)

場 所： 京都府

概 要： 午前はウトロ平和祈念館を訪問し、館内ガイドによる展示内容の説明のもと、ウトロの形成過程や戦後の生活、ウトロを守る闘いなど、現在にいたるまでの歴史をパネルや実物とともに学んだ。午後はNPO法人人権ネットワークウェーブ21の皆さまから、フォークソング「竹田の子守唄」に関するお話を聞いた。一日を通して、差別を受けてこられた歴史や、故郷に誇りを持つて差別に立ち向かう人々の思いを学び、参加者は差別撤廃や人権確立への思いを強くした。

参加者数： 17人

◆課題◆

- ・各種研修や学習会において、話し合いの機会を充実させ、互いに人権意識を高められる研修となるよう、内容や手法を工夫する必要がある。
- ・部会の枠を超えて、協議会全体における情報共有や研修の場を充実させる必要がある。
- ・SNSやインターネットを使った差別など、多様化する差別に対応できるよう、幅広いテーマで研修会を実施する必要がある。

◆記念映画上映会の様子



◆現地研修の様子



2. 居住地活動部会

学区人権教育推進協議会主催の学区別人権学習会、男女共同参画社会づくり地域研修会、自治会人権・同和問題学習会の開催を通して、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図りました。

令和6年度(2024年度)は、多数の自治会で年間2回以上の学習会が開催され、工夫を凝らした内容で市民に人権について考えてもらう機会を提供することができました。

◆主な事業◆

○学区別(自治会長・まちづくり推進員・行政推進班員)合同説明会

各公民館において開催し、行政推進班員と自治会の担当者が、年間の研修計画の立案と打ち合わせを行った。

○自治会における人権・同和問題学習会

実施形態	講師による講話	DVDと講師による講話	DVDと話し合い	DVDのみ	体験学習	現地研修	全戸配布回覧	未実施	合計
のべ実施回数	70	14	3	42	2	2	4		137
自治会				70				1	71

*のべ参加人数 4,142人(前年度4,089人)研修会の参加者のみの人数

*啓発DVD貸出件数 61件(前年度56件)

○学区別人権学習会、男女共同参画社会づくり地域研修会

学区名	学習会名	人権学習会	男女共同参画社会づくり地域研修会
守山	開催日	7月6日(土)	11月23日(土祝)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、自主教室参加者、市民	
	内容	レンズ越しに見る人とのつながり	あなたの笑顔が100人の笑顔を作る
	講師	フォットスタジオ リバース 河野 剛氏さん	切磋亭 琢磨さん
	参加者数	37人	56人
吉身	開催日	7月27日(土)	11月30日(土)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、自主教室参加者、市民	
	内容	盲導犬ペリーがやってきた	世代間のギャップ 共に手を携えあって～知る・気づく・行動する～
	講師	関西盲導犬協会評議員 前田 真里さん・盲導犬ペリー	守山市人権教育啓発講師団講師 今井 知春さん
	参加者数	69人	20人
小津	開催日	7月6日(土)	1月26日(日)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、人権擁護委員、人権擁護推進員、民生児童委員、自主教室参加者、市民	
	内容	本来の自分を生きる。	日米の男女共同参画の違い あれこれ
	講師	奥村 悅樹さん、丸橋 伊佐男さん	守山市人権教育啓発講師団講師 西尾 由利子さん
	参加者数	62人	45人

学区名	学習会名	人権学習会	男女共同参画社会づくり地域研修会
玉津	開催日	7月20日(土)	2月8日(土)
	参加対象者	自治会長、まちづくり推進員、まちづくり評議員、自治会役員、玉津小PTA、市民	
	内容	あなたの身近にもいるLGBTQ ～性のあり方は十人十色～	～介護からみる男女共同参画～ 介護は誰がする？
	講師	井上 鈴佳さん	守山市中部地区地域包括支援センター所長 山口 勉さん
	参加者数	51人	28人
河西	開催日	1月18日(土)	7月13日(土)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、民生委員児童委員、自主教室参加者、市民	
	内容	sign!sing!!smile!!!～「手話と歌で笑顔になろう！」～ 聴こえる聴こえないに関係なく多くの人が音楽を楽しめるよう	朗読劇を通して、男だから女だからと仕事や行動を決めつけるのではなく、お互いに協力しあうことの大切さを感じる。
	講師	手話シンガーソングライター yokkoさん	長浜市人権学習会講師 朗読劇グループは～とふるハートさん
	参加者数	58人	46人
速野	開催日	7月27日(土)	11月24日(日)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、自主教室参加者、市民	
	内容	盲導犬ペリーがやってきた！	そなえる防災 ～もしもの時に備えて安心～
	講師	関西盲導犬協会評議員 前田 真里さん・盲導犬ペリー	おもしろ防災アドバイザー 南 あきこさん
	参加者数	44人	19人
中洲	開催日	9月27日(金)	1月25日(土)
	参加対象者	自治会長、自治会役員、まちづくり推進員、自主教室参加者、市民	
	内容	気づきから行動へ	地域活動における男女共同参画推進
	講師	守山市人権教育啓発講師団講師 古川 良彦さん	EEL代表 木村 芽久美さん
	参加者数	31人	23人

○啓発活動の実施状況(実施した学区のみ記載)

小津	活動内容	啓発標語等の募集
	時期	(募集)7月～9月
	作品数	35点
玉津	活動内容	啓発標語等の募集
	時期	(募集)8月8日～10月11日 (展示)10月21日～11月17日
	作品数	7点(ポスター、標語・川柳、写真、詩、4コマ漫画)
	活動内容	まちづくり全体研修(6月5日)において人権研修会を実施 演題「恥ずかしい」のはどっちかな～人権・差別問題への勘違いを正すために～
	講師	解放社会学研究所所長 江嶋 修作さん
速野	活動内容	啓発標語等の募集
	時期	(募集)7月2日～9月1日
	作品数	131点
中洲	活動内容	啓発標語等の募集
	時期	(募集)10月1日～10月21日
	作品数	82点

* 応募いただいた標語等については、学区広報での周知やふれあいもりやま展に応募しました。

◆課題◆

- ・多様な世代が参加し、ともに学ぶ機会となるよう、開催内容や開催手法を工夫する必要がある。
- ・話し合いの機会を増やし、参加してよかったと思える満足感の高い研修を開催する必要がある。
- ・研修参加者が、学んだことを地域や家庭に持ち帰り、人権意識の輪が広がるようなサポートを行う必要がある。

◆学区別人権学習会、男女共同参画社会づくり地域研修会の様子



3. 各種団体活動部会

人権は、誰もが生まれながらに持っているものであり、いろいろな視野から日々の生活において考え、行動していかなくてはいけないという認識のもと、各種団体活動部会の全体研修会をはじめ、各団体での研修会の開催や、市内の研修会への参加を行いました。各種団体が各自の課題に合わせた研修を行い、さまざまな人権問題について学びを深めることができました。

◆主な事業◆

○各種団体活動部会全体研修会

開催日：令和7年(2025年)2月17日(月)

演 題：「無意識の偏見や思い込みに気づこう！」

講 師：守山市人権教育啓発講師団講師 清水 佐代子 さん

対象者：各種団体活動部会に所属する団体の会長および会員

参加者：28人

概 要：この研修会では、無意識の偏見(アンコンシャスバイアス)について、動画視聴やグループワークを交えながら学んだ。偏見や固定観念は誰もが持っているが、それを表に出すと、差別や人権侵害につながることがあるという内容から、参加者は自分自身の言動を振り返ることができた。また、聞いた情報やネットの情報を鵜呑みにせず、自分でしっかりと判断することや、「誰か」のことではなく、自分ごととして捉えることの大切さを改めて考えることができた。

◆課題◆

- ・団体間で部会活動への参加や、人権研修の実施状況に差が見られる。
- ・時代や社会情勢に応じた研修テーマの設定および効果的な研修方法について、継続して研究することが必要である。

◆各種団体活動部会全体研修会の様子



4. 企業・事業所部会

わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識が持てるよう、市内企業を対象として、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する教育推進に向け取り組みました。ハイブリッド研修や2部制を実施することで、参加しやすい環境を整えてより多くの市内企業の皆様に研修の機会を提供することができました。

◆主な事業◆

○第47回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修会

開催日：令和6年(2024年)10月30日(水)

場 所：守山商工会議所 201号室 + オンライン

内 容：演題 「特性別入材活用のコツ・特性別ストレスマネジメント」

講師 NPO法人DDAC 発達障害をもつ大人の会

代表 広野 ゆい さん

概 要：発達障害の種類と特性についてご紹介いただくとともに、特性別ストレス対処法や、本人だけでなく、周りの人にも理解しやすい合理的配慮の考え方をご教示いただいた。その後、「特性チェックリスト」を用いて、自分の特性、長所や短所を確認し、当事者立場の視点を学んだ。

参加者数:46社 55人(うち対面 7社8人、オンライン 39社47人)

○第39回企業内人権教育研修トップセミナー(人権政策課 共同開催)

開催日：令和7年(2025年)2月26日(水)

場 所：守山商工会議所 201号室 + オンライン

内 容：【1部】

演題 「個人の幸せ・企業の成長のために！」

～世代間の心理的安全性を高める上手なコミュニケーションを学ぶ～」

講師 大阪企業人権協議会 サポートセンター長

芝本 正明 さん

【2部 事例発表】

演題 「～令和発の企業が挑戦する最先端経営術～女性が働きやすい職場作り」

発表者 株式会社 総合近江牛商社

代表取締役社長 西野 立寛さん・飲食事業部取締役 金山 大輝さん

概 要：【1部】

企業における『心理的安全性』の大切さを軸に、世代間ギャップや、良好なコミュニケーションのコツをご教示いただきました。また、自分自身では気づきにくいアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)について、双方向(個人と集団)の具体例を示していただいたことで、自分事として捉えることができた。

【2部 事例発表】

「人材不足」という課題を会社全体で取り組み、女性の働きやすい職場作りや人員募集のプロセス等を含めた「夢中になれる」戦略を聴講できた。県内飲食サービス業で初めて「えるぼし認定(3段目)」を受けられるなど、女性活躍推進への取組が、企業全体の活力に繋がっているのでは...と感じた。

参加者数:41社 45人(うち対面 10社10人、オンライン 31社35人)

◆課題◆

公正な採用選考や様々なハラスメント、ジェンダー・性的マイノリティに関すること、また障害者雇用や外国人雇用など企業を取り巻く「人権問題」が、メディア等で大きく取り上げられている。企業側の対応は、時として企業の価値に大きく関わる。誰もが自分らしく働くことができ、人権尊重の考え方を取り入れた職場づくりの実現に向け、時代に即した研修を実施する必要がある。

◆人権啓発担当者研修の様子

◆トップセミナーの様子

【1部】



【2部 事例発表】



5. 人権擁護活動部会

人権擁護思想の普及と高揚を図るため、人権擁護委員と人権擁護推進員が連携し、人権の花運動、人権教室や駅頭・街頭啓発等の啓発活動を行い、市民の人権意識の向上に努めました。また、各種人権研修への積極的な参加や、人権擁護委員・推進員合同研修会および他市人権擁護委員との情報交換を実施し、人権分野に関する知識および相談技術の向上に努めるとともに、人権擁護委員による特設人権相談所を開設(原則毎月2回)し、市民の人権問題解決に向けた相談体制を整えました。

◆主な事業◆

○人権教室の開催

開催日: ①11月22日(金)、②12月16日(月)、③1月9日(木)、④1月20日(月)、
⑤1月24日(金)、⑥1月28日(火)、⑦2月19日(水)、⑧2月19日(水)

実施校園: ①守山小学校、②吉身幼稚園、③立入が丘幼稚園、④守山保育園、

⑤玉津こども園、⑥中洲こども園、⑦速野幼稚園、⑧浮気保育園

内 容: 紙芝居(デジタル紙芝居)による人権教室

概 要: いじめ等の人権問題について考える機会を作ることにより、相手への思いやりの心や生命の尊さを学び身に付けることを目的とした啓発活動であり、毎年、人権擁護委員と実施小学校所在学区の人権擁護推進員が市内の学校や園を訪問し授業を行っている。

参加者数: ①158人、②37人、③27人、④27人、⑤61人、⑥25人、⑦23人、⑧30人

○人権擁護委員・推進員等合同研修会

開催日: 令和6年(2024年)7月30日(火)

場 所: 社会福祉法人 友愛 三宅デイサービスセンター(守山市三宅町)

内 容: (1)高齢福祉施設「三宅デイサービスセンター」(概要・取組)について

(2)施設見学

概 要: 多様化する人権問題についての認識を深め、今後の人権擁護活動に役立てていただくことを目的として、人権擁護委員・推進員との合同の研修会を行っている。今年度は、高齢福祉施設「三宅デイサービスセンター」の現地研修を実施し、「高齢者の人権」に関する見識を深めることができた。

参加者数: 13人

◆課題◆

- ・人権擁護委員と人権擁護推進員がより活発な情報共有を行うなど、連携強化を図っていく必要がある。
- ・市民の多様な人権相談に対応するため研修を強化する必要がある。

◆人権教室の様子



6. 啓発教材部会

広報紙「ふれあいもりやま」の発行や第34回ふれあいもりやま展の開催、啓発標語入り看板3枚の表面の塗り替え、広報車による市内巡回啓発を行い、市民一人ひとりに、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての気づきを促しました。

人権啓発作品展の「ふれあいもりやま展」は、10月から12月にかけて作品を募集し、学校や地域、事業所などで11,758点の取組をいただきました。そのうち事務局に出品された1,522点の中から入賞作品248点を選出しました。ジェンダー平等や平和への思いなど、様々なテーマを取り上げた作品の出品が多数あり、入賞作品は2月に市役所多目的ホールで展示を行い、1,218の方に観覧いただきました。

◆主な事業◆

○広報紙ふれあいもりやま第84号・第85号の発行

発行日：令和6年(2024年)11月、令和7年(2025年)3月

方 法：市広報への挟み込み

内 容：第84号：ハラスメントや無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)に関する啓発、人推協活動の紹介など

第85号：第34回ふれあいもりやま展の金賞作品紹介など

サイズ：A4見開き両面カラー刷り

概 要：カラー刷りで読みやすい紙面を心がけ、年2回発行した。発行前には、啓発教材部会によるワークショップを開催し、読者に興味を持ってもらえるような内容の検討を行った。

「ハラスメントをしないように気を付けている人でも、実は無意識の思い込みにより人を傷つけているかもしれない、そのことに気付いてもらいたい。」という部会員の思いを紙面に反映し、さらにイラストやQRコードを効果的に配置することで内容の充実を図った。

○第34回ふれあいもりやま展

募集期間：令和6年(2024年)10月15日(火)から12月20日(金)まで

募集部門：ポスター、四コマ漫画、詩、作文、標語

展示期間：令和7年(2025年)2月15日(土)から2月20日(木)まで

展示場所：守山市役所 多目的ホール

概 要：作品づくりを通じて、日常で感じたやさしさやあたたかさ、差別をなくすために大切にしたいことなどについて多くの人に考えていただくきっかけを作ることができた。

入賞作品を展示したふれあいもりやま展では、若い世代が様々なことに問題意識を持ち、その課題を解決していくこうという思いを観覧者に伝えることができた。滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」来場イベントやふうせんプレゼントを実施し、子どもたちを含めて気軽に立ち寄れる展覧会の雰囲気づくりに努めた。

参 加 数：取組点数11,758点、出品数1,522点、展示観覧者1,218人(大人806人、子ども412人)

◆課題◆

- ・市民一人ひとりの手に届き、目に触れ、心に響く効果的な啓発手法について引き続き検討する必要がある。
- ・ふれあいもりやま展は、より多くの世代からの出品を促すため、募集方法や募集先を検討する必要がある。

◆ふれあいもりやま展の様子



◆広報紙「ふれあいもりやま」



令和6年度(2024年度)守山市まちづくり人権教育推進協議会決算(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額 A	収入済額 B	比較(A-B)	説 明
負担金	1,670,000	1,670,000	0	市負担金
補助金	0	20,000	△ 20,000	湖南ブロック同推協研修会費補助金 @5,000円×4名分
雑 入	1,000	305	695	銀行利息
合 計	1,671,000	1,690,305	△ 19,305	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額 A	支出済額 B	増減(A-B)	説 明
報償費	70,000	90,500	△ 20,500	ふれあいもりやま展審査謝礼 68,000 〔事前審査・当日審査 @5,000円×10名〕 〔事前審査のみ @1,500円×12名〕 研修会・現地研修 講師謝礼等 20,000 広報ふれあいもりやまプレゼント企画図書券 2,500 [@500円×5人]
需用費	755,000	798,871	△ 43,871	ふれあいもりやま展消耗品、入賞記念品 (広報紙)ふれあいもりやま印刷・挟み込み2回 コピー代、啓発用物品代
役務費	30,000	43,103	△ 13,103	郵送料、振込手数料
使用料 賃借料	40,000	13,050	26,950	総会・研修会 会場使用料 現地研修 有料道路代
備品購入費	140,000	164,830	△ 24,830	啓発DVD2本 啓発用看板塗替3枚
負担金	204,000	210,000	△ 6,000	県人権教育推進協議会分担金 19,000 湖南ブロック同推協分担金 150,000 その他分担金・研修費 41,000
活動費	431,000	369,000	62,000	7学区人権教育推進協議会活動費 315,000 (運営費等35,000円×7学区 +1,000円×70自治会) 自治会外部講師交付金 50,000 (5,000円×10自治会) 自治会啓発資料印刷補助 4,000 (2自治会)
予備費	1,000	0	1,000	
合 計	1,671,000	1,689,354	△ 18,354	

収入済額 1,690,305円 – 支出済額 1,689,354円 = 差引残高 951円
差引残高 951円は、守山市へ返還します。

令和7年(2025年)3月31日

守山市まちづくり人権教育推進協議会 会長 今 井 知 春

監 査 報 告

守山市まちづくり人権教育推進協議会会則第8条第5項の規定により
令和6年度の収支決算書に関する証拠書類と諸帳簿について監査した
ところ、その内容は適正であったことを認めます。

令和7年(2025年) 4月 10日

監事

寺田 久茂



監事

美濃部 薫



<議案第2号>

令和7年度(2025年度)守山市まちづくり人権教育推進協議会活動方針（案）

1 基本方針

令和7年（2025年）は同和対策審議会答申から60年、部落地名総鑑差別事件発覚から50年となる年です。答申の中で、部落差別は「市民的権利、自由の侵害にほかならない。」とされています。さらに「就業の機会均等が完全に保証されていないことが特に重大」と指摘されているにもかかわらず、その10年後には、部落地名総鑑差別事件が発覚しました。その後半世紀を経た現在においても、インターネット上では匿名の差別書き込みや特定地名の暴露が行われるなど、部落差別は今なお存在し続けています。私たちは、今一度、答申の示した同和問題解決の道筋を振り返り、現在における差別の実態を踏まえて、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて力強く取り組む必要があります。

令和6年度（2024年度）に守山市が実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」の結果をみると、「寝た子を起こすな」の考え方を持つ市民が依然として約3割いる一方で、差別解消に自発的に取り組もうとする「人権問題はすべての市民の問題である」と捉える市民が前回の7割台から8割を超えることとなり、人権問題に対する意識が高まっていることが分かります。「人権問題はすべての市民の問題である」からこそ、その解決は全市民が力を合わせて取り組まなくてはなりません。「自分ごと」としてしつかりととらえて、自ら行動していくことが大切です。このことを含め、調査結果を今後の人権・同和問題学習の充実等に活かしていきます。

人権課題は時代の変化とともににより多様化・複雑化しています。特にSNSやインターネットにおける差別の発生や拡散は深刻な問題です。このことから、令和7年（2025年）4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法（略称 情プラ法））が施行され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模なプラットフォーム事業者の義務として、対応の迅速化や運用状況の透明化が定められました。守山市まちづくり人権教育推進協議会としても、社会情勢を注視しながら、地域や職場など市民生活のすべての場において、人権意識をより一層高めるための取組を積極的に展開していきます。そして、「人権をおもんじ信頼し合える風土づくり」を推進するために、日常生活の中で人権を認め合い、あらゆる立場の人を思いやり、部落差別をはじめとしたさまざまな差別をなくしていくための市民ぐるみの多様な活動を、5つの部会活動を中心に取り組んでいきます。

2 活動の重点

(1) 自治会人権・同和問題学習会などの人権学習会の充実・深化

- ア 各自治会における人権・同和問題学習会の開催と内容の工夫
- イ まちづくり推進員と行政推進班員の連携の充実
- ウ 人権学習会支援のための教材（リーフレット等）活用、情報の提供
- エ 各自治会における人権学習会に対するニーズを把握し、参加対象者や開催手法に合わせたテーマや教材の提案
- オ インターネットによる差別的な書き込みや拡散など複雑化・多様化する人権問題に対する取組

- (2) 人権・同和問題に関する指導者の研修
 - ア 自治会長・まちづくり推進員等へ提供する情報の充実
 - イ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（略称 部落差別解消推進法）についての学習 機会の提供
 - ウ 「事前登録型本人通知制度」についての学習機会の提供
- (3) 各種団体・企業における人権教育の推進
 - ア 社会教育関係団体等における人権教育の推進と充実
 - イ 企業内人権教育の推進と充実
- (4) 市民意識の高揚と啓発広報活動の充実
 - ア 人権意識の高揚を図るための啓発活動の充実
 - イ 啓発資料およびまちづくり人権教育推進協議会広報紙「ふれあいもりやま」の有効活用
- (5) 人権擁護活動の充実
 - ア 人権週間等における啓発活動の推進と充実
 - イ 人権擁護委員および人権擁護推進員による人権相談活動の推進と充実
 - ウ 人権教室等における人権教育・啓発活動の推進と充実
- (6) 研修会の開催と内容の充実
 - ア 現地研修の開催
 - イ 差別の現実と向き合う機会となるよう、研修先や内容の充実
- (7) その他
 - ア 令和6年度（2024年度）に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査結果の活用
 - イ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（略称 部落差別解消推進法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称 障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（略称 ヘイトスピーチ解消法）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（略称 LGBT 理解増進法）の周知
 - ウ 地域総合センター主催の人権講座への積極的参加
 - エ 市内外で開催される研修会・大会への積極的参加

3 部会活動の充実

- (1) 居住地活動部会
 - ア 自治会人権・同和問題学習会が計画的に開催できるように、学区まちづくり人権教育部会員や行政推進班員等と連携を深める。
 - イ 自治会人権・同和問題学習会の活性化のため、対象者のニーズに合わせたテーマや講師、学習会の形態に関する情報提供を行う。
 - ウ 人権学習会支援のためのリーフレット「つながり」の活用を促進し、集合研修や話し合いの機会の充実に努める。
 - エ 自治会のニーズに対応するため、自治会人権・同和問題学習会において外部講師（人権教育啓発講師団講師以外）招聘に係る外部講師謝金の補助金交付を行う。

才 地域社会に残存する予断や偏見、矛盾、不合理等を掘り起こし、暮らしに結びついた学習活動を展開することで、さまざまな人権問題を自分のこととして受け止める機会となるよう工夫する。

力 本協議会事務局（人権政策課）と連携して、学区まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化をめざす。

(2) 各種団体活動部会

ア 全体研修会を開催し、各団体のリーダー層に研修の機会を提供する。

イ 各団体の参画意識の向上と部会活動への積極的参加を促す。

ウ 各団体活動の中に、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わる学習を意図的・計画的に位置づける。

エ 各団体において着実に研修会が実施されるよう、教材提供や啓発に努める。

(3) 企業・事業所部会

ア すべての企業が同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に対する社会的責任を自覚し、社内研修を計画的・継続的に開催するとともに、外部研修へも積極的に参加する。

(4) 人権擁護活動部会

ア 人権尊重のまちづくりを進めるため、人権擁護委員と人権擁護推進員が連携して、市民の人権相談や各種啓発を実施し、人権意識の向上に努める。

イ 市内小学校児童・園児を対象とした人権教育、啓発活動を積極的に行う。

ウ 研修会等を通じて、人権分野に関する知識および相談技術の向上に努める。

(5) 啓発教材部会

ア 市民の人権・同和問題に関する意識の向上を図るために、啓発物品の作成や、年2回、広報紙「ふれあいもりやま」（第86・87号）の発行を行う。

イ 各種研修会等への積極的参加を通して、啓発の質の向上に努める。

ウ 人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」の作品募集と展示を行う。

エ 人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」の入賞作品を啓発において有効に活用する。

(6) その他

ア 同和問題啓発強調月間、人権週間等における街頭啓発を行う。

イ 湖南ブロック同推協連絡協議会や県人権教育推進協議会における取組の成果を市人権教育推進協議会活動に活かす。

令和7年度(2025年度)守山市まちづくり人権教育推進協議会事業計画(案)

※令和7年(2025年)6月8日現在

	市まちづくり人権教育推進協議会	学区まちづくり人権教育推進協議会、居住地活動部会
4 月 5 6 月	4/22 幹事会 5/19 常任委員会 5/26 市人権・同和教育研究大会 第1回実行委員会 6/8 総会・記念講演会	4月～翌年3月 自治会別人権・同和問題学習会 4月～6月 各学区まちづくり推進会議総会 5月 自治会長・まちづくり推進員・ 行政推進班員合同説明会 守山 5/22 吉身 5/23 小津 5/14 玉津 5/26 河西 5/16 速野 5/27 中洲 自治会別対応
7 月 8 9 月	7月上旬 市人権・同和教育研究大会 事前打ち合わせ会(社会教育分野) 7月中旬 市人権・同和教育研究大会 事前打ち合わせ会(学校教育分野) 8/9 第50回市人権・同和教育研究大会 (分科会・全体会) 9月中旬 現地研修	
10 月 11 12 月	10月中旬～12月下旬(予定) 「ふれあいもりやま展」作品の募集 10月上旬 市人権・同和教育研究大会 第2回実行委員会 12月上旬 人権週間 街頭啓発	7月～翌年3月 学区別人権学習会
1 月 2 月 3 月	1月中旬 「ふれあいもりやま展」 作品審査会 2/13～18 ふれあいもりやま展開催 (守山市役所・多目的ホール)	

	各種団体活動部会 (社会教育・文化振興課)	企業・事業所部会 (商工観光課)	人権擁護活動部会 (人権政策課)	啓発教材部会 (人権政策課)
4 月 ～ 6 月	各種団体における人権研修会	5/16 企業内人権教育推進協議会総会 6月下旬 企業内人権問題初任者研修	6/1 人権擁護委員の日 (街頭啓発) 6/5 人権擁護委員の日 (特設人権相談)	
7 月 ～ 9 月	各種団体における人権研修会	7月 企業内公正採用・人権啓発推進月間 7/1 街頭啓発 8月下旬 事業所内人権教育公正採用研修	7月 人権擁護委員・推進員等合同研修会 9月上旬 同和問題啓発強調月間 街頭啓発	7月 広報ふれあいもりやま編集委員会
10 月 ～ 12 月	各種団体における人権研修会	10月上旬 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修 10月下旬 企業内人権教育推進協議会現地視察研修会	11月 大津人権擁護委員協議会第3地区部会研修会 11月下旬～翌年2月 人権教室 12月上旬 人権週間街頭啓発	10/1 広報ふれあいもりやま第86号発行
1 月 ～ 3 月	2月中旬 各種団体活動部会 各種団体における人権研修会	2月中旬 事業所内人権教育研修 トップセミナー	2月中旬 人権擁護委員・推進員等合同研修会	1月中旬 ふれあいもりやま展 作品審査 2/13～2/18 第35回ふれあいもりやま展 3/15 広報ふれあいもりやま第87号発行

	湖南ブロック同推協連絡協議会、 県人権教育推進協議会	関連行事等
4 月 ～ 6 月	6/26 滋賀県人権教育推進協議会総会	5/17 2025年度部落解放・人権政策確立要求 びわこ南部地域実行委員会第35回定期総会 6月中旬 第1回守山市人権教育指導者研修会 5月～翌年3月 湖南甲賀地域人権啓発連続講座（湖南市） 6月～翌年3月 人権講座（市地域総合センター）
7 月 ～ 9 月	7月中旬 湖南ブロック同推協幹事会 7～8月 湖南ブロック同推協役員会	7/31～8/7 平和のよろこび展 8/6 平和を誓うつどい 9月 同和問題啓発強調月間 9/6 じんけんミニフェスタ①（ビバシティ彦根）
10 月 ～ 12 月	11月 県人権教育推進協議会 交流学習会 11～12月 湖南ブロック同推協 研究交流集会 11～1月 2025年度滋賀県人権擁護活動 ブロック別合同研修会 (県人推協と共に) 11～2月 湖南ブロック同推協 先進地視察研修	10～11月 びわこ南部地域研究集会（各市） 11月 第2回守山市人権教育指導者研修会 11/9 じんけんミニフェスタ②（びわこ文化公園） 11/15・16 第69回滋賀県人権教育研究大会 (高島市) 11/22 じんけんミニフェスタ③（ブランチ大津京） 12/7 県民のつどい（米原市）
1 月 ～ 3 月	1月 県人権教育推進協議会 交流学習会 2～3月 湖南ブロック同推協幹事会 3月 湖南ブロック同推協役員会	2月 「部落解放・人権政策」連続講座 2月上旬 第3回守山市人権教育指導者研修会 2月上旬 第31回びわこ南部地域部落解放高校 生等交流集会 2/21 部落解放研究滋賀県集会（米原市）

令和7年度（2025年度）守山市まちづくり人権教育推進協議会予算（案）

収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	比較(A-B)	説 明
負担金	1,670,000	1,670,000	0	市負担金
雑 入	1,000	1,000	0	利息等
合 計	1,671,000	1,671,000	0	

支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	比較(A-B)	説 明 ・ 概 算
報償費	140,000	70,000	70,000	総会記念講演会講師謝礼 60,000 ふれあいもりやま展審査謝礼 70,000 現地研修講師謝礼 10,000
需用費	106,000	755,000	△ 649,000	ふれあいもりやま展消耗品 20,000 ふれあいもりやま展入賞記念品 50,000 コピー代 10,000 啓発用物品 26,000
役務費	40,000	30,000	10,000	郵送料、振込手数料
委託料	648,000	0	648,000	(広報紙) ふれあいもりやま印刷 および挟み込み2回 648,000
使用料	30,000	40,000	△ 10,000	現地研修 駐車料金、有料道路代
賃借料				
備品購入費	110,000	140,000	△ 30,000	啓発用看板 30,000 啓発用DVD 80,000
負担金	204,000	204,000	0	県人権教育推進協議会分担金 19,000 湖南ブロック同推協分担金 150,000 各種研修会参加負担金 等 35,000
活動費	392,000	431,000	△ 39,000	7学区人権教育推進協議会活動費 317,000 (運営費等35,000×7学区 +1,000×71自治会 +1,000 ※自治会割最低額保証) 自治会外部講師交付金 75,000 (5,000×15自治会)
予備費	1,000	1,000	0	
合 計	1,671,000	1,671,000	0	

<議案第3号>

令和7年度（2025年度）守山市まちづくり人権教育推進協議会役員（案）

（敬称略）

役 職	名 前			
会 長	今 井 知 春			
副会長	奥 村 信 夫			
	富 田 千 波			
会 計	西 川 展 世			
監 事	寺 田 久 登			
	美 濃 部 薫			

守山市まちづくり人権教育推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「守山市まちづくり人権教育推進協議会」と称する。

(組織)

第2条 本会は、本会の趣旨に賛同する自治会、社会教育関係団体、その他の団体および企業、事業所をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を「守山市総合政策部人権政策課」に置く。

(目的)

第4条 本会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の課題達成をめざして市民の総意を集め、人権意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同和教育を中心に据えた人権教育の総合的実践を進めるための学習、調査研究および研究協議、交流会の開催に関すること。
- (2) 人権尊重意識高揚のための指導、啓発に関すること。
- (3) 地域、企業等、市内で行われる同和教育を中心に据えた人権教育にかかる連絡調整に関すること。
- (4) その他、必要と認めること。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員の選出と任期)

第7条 本会の役員の選出方法および任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計および監事は、総会において選出する。
- (2) 幹事は、会長が委嘱する。
- (3) 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までとし、再任を妨げないものとする。

(役員の任務)

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を分掌する。
- (4) 幹事は、本会の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の事務および会計を監査する。

(部会)

第9条 本会に、次の部会を置く。

- (1) 居住地活動部会
- (2) 各種団体活動部会
- (3) 企業・事業所部会
- (4) 人権擁護活動部会
- (5) 啓発教材部会

2 部会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 居住地活動部会は、各地域における同和教育を中心に据えた人権教育の推進に関する活動を行う。
- (2) 各種団体活動部会は、各種団体における同和教育を中心に据えた人権教育の推進に関する活動を行う。
- (3) 企業・事業所部会は、企業・事業所内における同和教育を中心に据えた人権教育の推進に関する活動を行う。
- (4) 人権擁護活動部会は、人権侵犯事件についての調査、救済活動を行うとともに、人権相談および人権擁護思想の普及と高揚を図るための啓発活動を行う。
- (5) 啓発教材部会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のための啓発に必要な学習教材の調査および研究を行うとともに、学習教材を発行する。

3 部会は、予め定められた会員で構成する。ただし、啓発教材部会においては、それ以外の部会から1名ずつ互選された者で構成し、守山市人権教育啓発講師団講師がこれに参画する。

4 部会には、部員の互選による部会長を置く。

5 部会には、幹事の中より部会担当幹事を置き、部会担当幹事は、部会の庶務を分掌する。

6 部会は、部会長がこれを招集し、その活動推進に関することに専務する。

(学区まちづくり人権教育推進協議会)

第10条 本会に会務の運営上、学区を単位として、「学区まちづくり人権教育推進協議会」（以下「学区人推協」という。）を置く。

2 学区人推協には、原則として「学区まちづくり推進会議人権教育部会」をもってあてる。

ただし、趣旨に賛同する社会教育団体、その他の団体を加え構成しても構わない。

3 学区人推協には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名

4 学区人推協の役員の選出方法および任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、学区まちづくり推進会議人権教育部会長をもってあてる。
- (2) 副会長は、学区まちづくり推進会議人権教育副部会長をもってあてる。
- (3) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 学区人推協の庶務は、学区公民館長が分掌する。

(総会)

第 11 条 本会は、毎年 1 回以上総会を開き、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 決算および事業報告
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改変
- (5) その他必要と認める事項

2 総会は、各部会員およびまちづくり推進会議人権教育部会員をもって構成する。

3 総会の議長は、副会長がこれにあたる。

(常任委員会)

第 12 条 本会に会務の運営上、常任委員会を設ける。

2 常任委員会は、会長、副会長、会計、幹事長および各部会長、学区人推協会長をもって構成する。

3 常任委員会は、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 本会の活動および運営に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(幹事会)

第 13 条 本会に会務の運営上、幹事会を設ける。

2 幹事会には、幹事の互選による幹事長 1 名、副幹事長 1 ~ 2 名を置く。

3 幹事会は、幹事長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 常任委員会に提案する事項
- (2) 本会の活動および運営に関する事項

(専門委員会)

第 14 条 第 5 条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、本会に必要に応じて専門委員会を設けることができる。

2 前項に規定する委員会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってあてる。

(委任)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、常任委員会で定める。

付 則

この会則は、昭和 57 年 7 月 5 日から施行する。

(以下 略)

守山市まちづくり人権教育推進協議会 組織図

専門委員会

守山市まちづくり人権教育推進協議会

総会

常任委員会

幹事会

【居住地活動部会】

- ・守山学区 各自治会
- ・吉身学区 各自治会
- ・小津学区 各自治会
- ・玉津学区 各自治会
- ・河西学区 各自治会
- ・速野学区 各自治会
- ・中洲学区 各自治会

【各種団体活動部会】

- ・市子ども会連合会
- ・市老人クラブ連合会
- ・市青年会議所
- ・市文化協会
- ・日本ボーイスカウト滋賀連盟守山第1団
- ・ガールスカウト滋賀県連盟第15団
- ・守山・野洲モラロジー事務所
- ・市身体障害者連合会
- ・市社会福祉協議会
- ・守山ロータリークラブ
- ・近江守山ライオンズクラブ
- ・市民生委員児童委員協議会
- ・市遺族会
- ・市手をつなぐ育成会
- ・守山保護区保護司会
- ・市ボランティア連絡協議会
- ・市教育会
- ・守山野洲医師会
- ・守山市赤十字奉仕団
- ・守山地区更生保護女性会
- ・母子福祉のぞみ会
- ・市健康推進員連絡協議会

【企業・事業所部会】

- ・企業内人権教育推進協議会（加盟事業所）

【人権擁護活動部会】

- ・人権擁護委員
- ・人権擁護推進員

【啓発教材部会】

- ・市人権教育啓発講師団講師
- ・各部会代表

守山市まちづくり人権教育推進協議会常任委員会構成員

※会長・副会長・会計の任期は、令和7年度（2025年度）人推協総会から
令和8年度（2026年度）人推協総会まで（市人推協会則第12条）（敬称略）

役 職 名	名 前
会 長	今 井 知 春
副 会 長	奥 村 信 夫
副 会 長	富 田 千 波
会 計	西 川 展 世
居 住 地 活 動 部 会 長	玉 川 敬
各 種 団 体 活 動 部 会 長	
企 業 事 業 所 部 会 長	藤 澤 一 弘
人 権 擁 護 活 動 部 会 長	太 田 吉 雄
啓 発 教 材 部 会 長	時 田 英 樹
守 山 学 区 人 権 教 育 部 会 長	藤 岡 仁 美
吉 身 学 区 人 権 教 育 部 会 長	北 脇 光 三
小 津 学 区 人 権 教 育 部 会 長	清 水 國 年
玉 津 学 区 人 権 ・ 同 和 部 会 長	玉 川 敬
河 西 学 区 人 権 教 育 部 会 長	竹 内 秀 幸
速 野 学 区 ま な び あ い 部 会 長	時 田 英 樹
中 洲 学 区 人 権 教 育 部 会 長	川 村 武 彦
幹 事 長（2025年度）	坪 内 稔 夫

【事務局（守山市総合政策部人権政策課）】

事 務 局 長（人 権 政 策 課・課長）	武 田 夕 希 子
事 務 局 員（人 権 政 策 課・係長）	中 井 傑
事 務 局 員（人 権 政 策 課・主任）	小 濱 舞 里

記念講演

演題 「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）を
知ろう！気づこう！」

講師 張琴さん

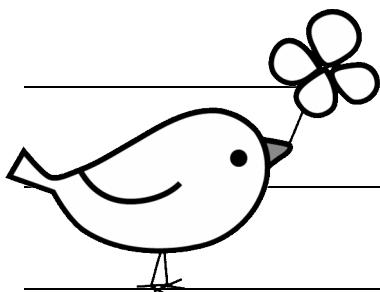
プロフィール

1960年生まれ、立命館大学政策科学部卒業。

フリーランサー、クリニックを経て、研修会社を起業。組織の価値を高める組織開発・人材育成の講師として30年間従事。官公庁や企業での登壇実績多数。

2019年より、一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所のパートナー講師に就任。

～メモ～





守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク